鶴岡市中小企業振興条例 (案)





背景及び概要

制定の目的(第1条)

鶴岡市内の企業のうち、99%が中小企業であり、その9割近くが小規模企業となっています。

大企業とともに、地域産業の根幹として経済と雇用を支えてきた本市の中小企業、小規模企業は、その高い技術力や開発力、魅力あるサービス等により今後も地域経済の発展において重要な役割を担う一方、人口減少や少子高齢化、労働人口の減少、自然災害や新型ウイルス感染症といった、企業だけでは解決が困難な新たな課題に直面しています。

このような状況下では、企業のみならず関係機関や市民を含めた地域の力を結集し、組織や団体等の 垣根を越え一丸となって課題を解決し、経営基盤の強化と事業の持続的な成長・発展を図ることが必要 です。

そのため、中小企業・小規模企業の振興についての理念や役割を明示し、中小企業、小規模企業者が 最大限力を発揮できるよう、地域経済の健全な発展と市民生活の向上に向けて、地域一体で取り組むこ とを目的として本条例を制定します。

中小企業・小規模企業者の定義(第2条、中小企業基本法による原則)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業その他の業種 (②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

参考:鶴岡市内の中小企業・小規模企業の割合・・・99.9%が中小企業(鶴岡市の企業数4511者のうち4505者)

(企業	割合	
	大企業	6	0.1%
	中小企業	4,505	99.9%
	中小	560	12.4%
	小規模	3,945	87.5%
7	合計	4,511	100%

中小企業の割合=99.9%
申小企業小規模企業12.4%

出典:中小企業庁「市区町村別中小企業数」H30.11.30更新

制定のポイント

基本理念(第3条)

- 中小企業の多様で活力ある成長及び発展が図られること。
- 中小企業者の創意工夫と自主的な努力を基本とすること。
- 市、中小企業者、経済団体、市民等、中小企業の振興に関わる全てのものが中小企業の果たす役割の重要性を理解し、一体となって取り組むこと。
- 中小企業の持続的な発展を図り、地域内循環型経済を推進すること。

役割(第4条~第7条)

中小企業者

- 経済状況の変化に対応した自主的な経営基盤の強化、経営の革新等に努めます
- 事業活動を通じて地域経済の健全な発展、市民生活の向上に資するよう努めます
- 相互に連携を図りながら協力することにより、自ら中小企業の振興を図るよう努めます

経済団体(商工会議所・商工会など)

- 中小企業者の経営の向上及び改善に資するため、 中小企業者に対して積極的な支援を行うよう努めます
- 市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めます

市民

● 中小企業者の生産する製品及び提供する サービス等を利用することにより、 中小企業の振興に協力するよう努めます

市

- 中小企業の振興に関する施策を策定・実施します
- 国、山形県、中小企業者で組織する団体、経済団体、市民等と連携を図りながら、施策を実施します
- 中小企業者の意見を聴き、中小企業の実態を把握し、その結果を適切に施策に反映するよう努めます
- 中小企業者と締結しようとする契約について、公正性、透明性及び競争性を確保するとともに、品質及び適正な履行が確保できるよう必要な措置を講ずるよう努めます

★施策の策定や実施にあたっては・・・(第8条)

- (1) 中小企業の経営基盤の強化・経営の革新を図ります
- (2) 中小企業の雇用の安定・資金調達の円滑化を図ります
- (3) 中小企業の新たな事業活動・事業継続の促進を図ります
- (4) 企業の立地及び産業の集積を図ります
- (5) 市民の理解の増進及び協力の推進を図ります

(第9条、第10条)

- ・ 施策を効果的・効率的に実施するため、中小企業者間の連携、中小企業者と中小企業者以外のものとの連携の促進のために必要な施策を講ずるよう努めます。
- ・ 中小企業者が資金を円滑に調達することができるようにするため、金融機関等と連携し融資制度の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めます。

参考:鶴岡市の主な中小企業支援策(2021年4月時点) ※ 詳細は市HPなどでご確認ください

● 新規創業者や中小・小規模事業者の空き店舗を活用した店舗整備を支援します。

・新規創業を後押しする「新規創業促進補助金」(新設)のほか、空き店舗を活用した開業に係る店舗改装を支援 する「リフォーム補助金」(新規創業枠を新設)など、中小・小規模事業者向けの支援メニューがあります。

● 雇用促進・継続、採用活動を支援します

- ・非正規社員を正社員に転換し6か月雇用した場合、「鶴岡市正社員化促進事業奨励金」を支給します。
- ・従業員の資格取得・研修費用を補助するほか、企業採用力向上セミナーの開催やオンラインによる企業紹介、 面談会の開催など、企業が行う社員教育・採用活動を支援します。

● 中小企業の設備投資への優遇税制や、商品開発や販路開拓を支援します

- ・「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、固定資産税ゼロの特例を受けられます(2023年3月末まで適用)
- ・「中小企業ものづくり振興事業補助金」で新商品の開発や、開発した商品の販売促進に係る経費を補助します。

● 金融対策により中小企業の経営を支援します

・セーフティネット関連保証や市独自の融資あっせん制度で借入をサポートしております (金利や期限など、具体的な融資のご相談は市内の金融機関へご相談ください)

鶴岡市中小企業振興条例(案)

(目的) 第1条

この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、 市、中小企業者、経済団体及び市民の役割を明らかにす るとともに、中小企業に関する施策を推進することによ り、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与す ることを目的とする。

(定義) 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済団体 商工会議所、商工会その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念) 第3条

中小企業の振興は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき推進するものとする。

- (1) 中小企業の多様で活力ある成長及び発展が図られること。
- (2) 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本とすること。
- (3) 市、中小企業者、経済団体、市民等中小企業の振興に 関わる全てのものが中小企業の果たす役割の重要性を理 解し、一体となって取り組むこと。
- (4) 中小企業の持続的な発展を図り、地域内循環型経済を 推進すること。

(市の役割) 第4条

・ 市は、基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施 策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、国、山形県、中小企業者で組織する団体、経済団体、市民等と連携を図りながら施策を実施するものとする。
- 3 市は、中小企業者の意見を聴き、中小企業の実態を 把握し、その結果を適切に施策に反映するよう努めるも のとする。
- 4 市は、地域経済及び地域社会の健全な発展を図るため、中小企業者と締結しようとする契約について、公正性、透明性及び競争性を確保するとともに、品質及び適正な履行が確保できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者の役割) 第5条

中小企業者は、基本理念に基づき、経済状況の変化に対応した自主的な経営基盤の強化、経営の革新等に努めるとともに、事業活動を通じて地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に資するよう努めるものときなる。

2 中小企業者は、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら中小企業の振興を図るよう努めるものとする。

(経済団体の役割) 第6条

経済団体は、基本理念に基づき、中小企業者の経営の向上及び改善に資するため、中小企業者に対して積極的な支援を行うよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割) 第7条

市民は、基本理念に基づき、中小企業者の生産する製品及び提供するサービス等を利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針) 第8条

市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化及び経営の革新を図ること。
- (2) 中小企業の雇用の安定及び資金調達の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業の新たな事業活動及び事業継続の促進を図ること。
- (4) 企業の立地及び産業の集積を図ること。
- (5) 中小企業の振興に関する市民の理解の増進及び協力の 推進を図ること。

(施策の効果的かつ効率的な実施) 第9条

市は、中小企業の振興に関する施策を効果的かつ効率的に実施するため、中小企業者間の連携及び中小企業者と中小企業者以外のものとの連携の促進のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(資金の円滑な供給) 第10条

市は、中小企業者が資金を円滑に調達することができるようにするため、金融機関等と連携し、融資制度の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(その他中小企業の振興に関する施策) 第11条

市は、前2条に定めるもののほか、中小企業の振興に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(委任) 第12条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

本条例に関するお問合せ先 鶴岡市商工観光部商工課

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

電話: 0235-25-2111 FAX: 0235-25-7111